上越市選挙管理委員会告示 第70号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第1項の規定により、令和7年10月26日執行の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における開票事務は、選挙会場において選挙会の事務にあわせて行うことを定めた。

令和7年10月19日

上越市選挙管理委員会 委員長 澤 海 雄 一